

## メキシコの大規模な 税制改正が本格化 - 企業が検討すべき対応策

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

メキシコの税制改正は、現地で事業を営む企業の税務環境を急速に、かつ大幅に変化させています。この改正には、税務コンプライアンスの強化や税源浸食と利益移転への対策を目的とするさまざまな税法改正が含まれています。これらの変更は多国籍企業に追加的なコンプライアンス義務を課すものであり、特定のグループ会社間取引に影響を及ぼす可能性があります。

税制改正の諸規定の大部分は2020年1月1日に発効する予定となっており、企業に与えられた準備期間は限られています。この日程を踏まえ、多国籍企業が今年末にかけて注力すべき今回の税制改正の主要な変更点としては、以下の5つが挙げられます。

1. 低税率国(LTJ)の居住者である関係者への支払いの損金不算入化
2. 支払利息の損金算入制限(調整後課税所得の30%相当)の設定
3. フロースルー事業体の取扱いに関する新たなルールの導入
4. 一般的租税回避防止ルールの拡大
5. 報告対象取引に関する新たな必須開示要件の導入

## 低税率国(LTJ)の居住者である関連者への支払いの損金不算入化

LTJまたはタックスヘイブんとみなされる特定の国の関係会社に対する支払いは、今回の税制改正により、損金算入できなくなります。この変更は多くの企業にとって驚きとされます。従来、これらの支払いのうち大部分は、独立企業原則に基づいて取引が実施される範囲において、一般に損金算入が認められていました。ここでLTJとして取り扱われるのは、事業体に課される実効税率(所得に対する税とみなされる州税や地方税を含む)が22.5%未満の国・地域です。この規定はいくつかの経済的に重要な国における事業に影響を及ぼす可能性があるため、納税者は自社が事業を営む国の実効税率に注意を払う必要があります。

具体的には、今回の税制改正で、企業はLTJの居住者である関連者へのいかなる支払い(売上原価に対応する支払いを含む)についても損金算入を認められなくなりました。この規定は、関連者への直接の支払い、または仕組み(ストラクチャード)契約を通じた支払いに適用されます。

ただし、企業は「事業目的の例外」に基づいてかかる支払いを損金算入できる可能性があります。この例外規定は、LTJの居住者である関連者が事業活動に従事していること、ならびに当該事業活動の遂行およびその他の規準の充足に必要とされる社員や資産を有していることを当該関連者が示せる場合に、当該関連者への支払いの損金算入を認めるものです。

企業は、米国への支払いを含むすべての外国への支払いを特定する検討が必要となります。計算には連邦レベルと州レベルの税を含める必要があります。この規定は、金融会社を含むすべての会社、シェアード・サービス・センター、およびメキシコ国内に販売者を持つ特定のマキラドローラ構造の一部に適用されます。

## 支払利息の損金算入制限(調整後課税所得の30%相当)の設定

年間の純支払利息が2,000万メキシコペソを上回る企業は、今回の税制改正により、一般に純利息の損金算入制限の対象となります。当該制限の金額は、利払い前・税引き前・償却前利益(EBITDA)と似た定義を持つ「調整後課税所得」の30%相当です。損金算入できなかった支払利息は10年間繰り越すことができます。

この規定は、関連者および非関連者に対するすべての債務の利息、ならびにメキシコの事業体と非居住者事業体の間における債務の利息に適用されるものであり、現行の損金算入可能な支払利息に関する企業の税務ポジションに影響を及ぼす可能性があります。さらに企業は、利息が損金算入できない場合であっても、当該利息からの税の源泉徴収を依然として行わなければならない可能性があります。

一部の利息はこの制限の適用除外となっています。金融機関は適用除外となっており、また公共インフラプロジェクト、メキシコ国内の不動産の建設、および炭化水素・電力・水の探査・採取・輸送・貯蔵・供給に関連するプロジェクトの資金調達に利用される債務も、利息の制限の計算から除外されます。

当該変更の影響を確定するため、企業はこの債務および利息の制限ルールをモデル化することの検討が必要となります。グループレベルの計算がルール上認められていることから、かかる選択肢もモデルに含めなければなりません。企業は、債務および予想されるメキシコでの支払利息の水準に応じて、メキシコにおける資金調達構造を評価し直す必要があります。

## フロースルー事業体または取決めの取扱いに関する新たなルールの導入

フロースルー事業体または取決めは、今回の税制改正により、メキシコの法人所得税の目的上、個別の納税者として取り扱われるようになります(租税条約が適用されない場合)。この取扱いを受けることで、メキシコからの支払いに対する源泉徴収税が増加する可能性があります。カナダのリミテッドパートナーシップ、米国の有限責任会社(米国以外の株主を含む)、その他の種類のファンド等の税務上透明な事業体への支払いは、フロースルーの取扱いの適用を受けられなくなるため、結果としてより高い課税の対象となる可能性があります。

メキシコに投資するプライベートエクイティファンド、外国年金基金およびソブリンファンドによって管理される外国の「法的ビークル」は、今回の税制改正の下で、フロースルーの取扱いに適格となる可能性があります。具体的には、これらの外国の法的ビークルに対するメキシコからの利息、配当、キャピタルゲインおよび不動産リース所得の支払いが、当該ビークルによる特定の報告要件の充足を条件として、かかる取扱いに適格となる可能性があります。

これらのルールは2021年1月1日に発効する予定です。

企業は、自社の現行の構造が影響を受けるかどうかを見極める必要があります。その上で、かかる構造の再編成の実施が適切かどうかを検討したり、フロースルーの取扱いに関する将来的な要件の充足に必要とされる事項の評価を行ったりすることが推奨されます。

## 一般的租税回避防止ルールの拡大

ビジネス取引が事業目的を欠いているとメキシコの税務当局が判断した場合、当該ビジネス取引の特徴付けの見直しが行われる可能性があります。今回の税制改正における一般的租税回避防止規定(GAAR)では、「合理的に予想される」経済的便益が税務上の便益を下回る場合、取引が事業目的を欠いているとメキシコの税務当局が推定することが認められています。合理的に予想される便益には、コストの削減や、所得、価値または市場シェアの増加が含まれます。企業は、取引に事業目的があることを証明する負担を負います。ただし、税務当局がGAARを適用し、取引の法的形式を無視するためには、一定のレベルのデュープロセスを踏まなければなりません。

企業は、さまざまな取引を実施するにあたっての潜在的な便益と負担について、年末までにアドバイザーに相談すべきです。また、税務コストの削減をもたらす取引に関する事前確認を税務当局に申請することが今後の実行可能なアプローチとなるかどうかについて、アドバイザーと協議することも推奨されます。

## 報告対象取引に関する新たな必須開示要件の導入

税務アドバイザー、および一部の場合における納税者は、報告対象取引に関する新たな必須報告要件の対象となります。今回の税制改正では、メキシコの居住者または非居住者がメキシコにおける税務上の便益を直接的または間接的に獲得した場合において、取引が報告対象となる結果を生じさせる14の特徴が挙げられています。かかる特徴には、ハイブリッドの仕組み、会計上の価額と税務上の価額の差異が20%を超える取引、欠損金の移転等が含まれます。

これらの開示要件は概ね2021年1月1日に発効し、2020年1月1日より後に税務上の便益が獲得された報告対象取引に対して適用されます。

これらの要件の不遵守は重大なペナルティや税務上の影響(費用の損金不算入等)につながる可能性があることから、企業は報告対象取引を識別するための手続きを確立しなければなりません。

## 今後の見通し

これらの変更は、全体として、メキシコで活動する企業に重大な税務上の影響をもたらす可能性があります。この地域で事業を営む多国籍企業は、税務上の影響のモデル化、自社の状況の再検討、ならびに新たな報告およびコンプライアンス義務に向けた準備のための手段を講じる必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific

- ▶ Raul Moreno, Tokyo                      raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Joe Kledis, Tokyo                         joe.kledis@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore                luis.coronado@sg.ey.com

### Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, Los Angeles

- ▶ Tak Morimoto                              tak.morimoto@ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191218

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)